

共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業  
(民間賃貸住宅計画修繕普及事業(効果等検証事業))についての公示

令和2年9月10日  
国土交通省住宅局長 和田 信貴

次のとおり、共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業(民間賃貸住宅計画修繕普及事業(効果等検証事業))について公示します。

1. 事業概要

(1) 事業名

民間賃貸住宅計画修繕普及事業(効果等検証事業)

(2) 事業目的

本事業は、賃貸住宅の所有者や賃貸住宅の所有者から計画修繕の相談等を受ける事業者等に対し、国が必要な費用を補助することにより、セーフティネット住宅に入居した住宅確保要配慮者の良好な住環境の維持及び建物の適切な維持管理の促進による安定的なセーフティネット住宅の確保を図ることを目的として実施する。

(3) 事業内容

セーフティネット住宅(共同住宅の全戸を登録している住宅を対象とし、一戸建ての登録住宅、共同居住型の登録住宅は対象外)の建物診断を実施し、診断結果に基づき長期修繕計画を策定あるいは改訂し、国土交通省が長期修繕計画に基づく賃貸経営の試算の検証を行うにあたり必要となるデータを提供する事業。

(4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。  
補助金交付決定通知の交付決定日から令和3年3月24日(水)まで

2. 対象事業者

セーフティネット住宅の所有者若しくは所有者から委託を受けて管理業務を行う事業者(賃貸住宅管理業者、サブリース業者)、修繕業務を行う事業者又は設計コンサル業務を行う事業者(その受託業務に長期修繕計画の策定が含まれる者に限る。)

3. 提案の手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3  
国土交通省住宅局住宅総合整備課賃貸住宅対策室 横澤  
電話 03-5253-8111(内線39-335)  
FAX 03-5253-1628  
電子メール yokozawa-m2x5@mlit.go.jp

(2) 募集要領の交付期間、場所及び方法

期間 令和2年9月10日(木)から  
令和2年9月30日(水)18時00分まで  
方法 募集要領の交付を希望する場合は、あらかじめ上記の担当まで事前連絡を行い、手渡し、FAX、電子メールのいずれかの方法により交付する。

(3) 応募書類の提出期限、場所及び方法

期限 令和2年9月30日(水)18時00分まで(必着)  
場所 上記3(1)の担当部局

方法 上記3(1)の担当部局へ、持参又は郵送(書留郵便に限る。)の場合は2部(正本1部、副本1部)、電子メールの場合は1部。

なお、電子メールの場合は以下の規定によることとし、当該メールを提出後、上記3(1)の担当部局までその着信を確認すること。

- ・使用可能なソフトは以下のとおりとする。(これ以外での提出は無効)

  - 「Just System 一太郎 11」「Microsoft Word2016」「Microsoft Excel2016」

  - 「Adobe Acrobat ReaderDC」以前の形式に限る。

- ・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。

- ・印刷時に規定の枚数内となるように設定しておくこと。

#### 4. 補助事業者の選定

提出された応募書類等について書類審査等を行い、事業の目的に合致したものを採択する。

#### 5. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記3(1)の担当部局に同じ。

(3) 応募書類の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。

(4) 提出された応募書類は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募書類を無効にするとともに、提出者に対して、補助事業者の取消しを行うことがある。

(6) 採用された応募書類は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。

(7) 採用されなかった応募書類は、原則、破棄する。なお、返却を希望する場合は、応募書類を提出する際に、その旨を申し出ること。

(8) 同一の内容で、国土交通省及び他省庁等より補助金を受けている場合は対象外となる。

(9) 同一の提案者が同一の提案内容を重複して提案することはできない。

(10) 詳細は、別途交付する募集要領による。